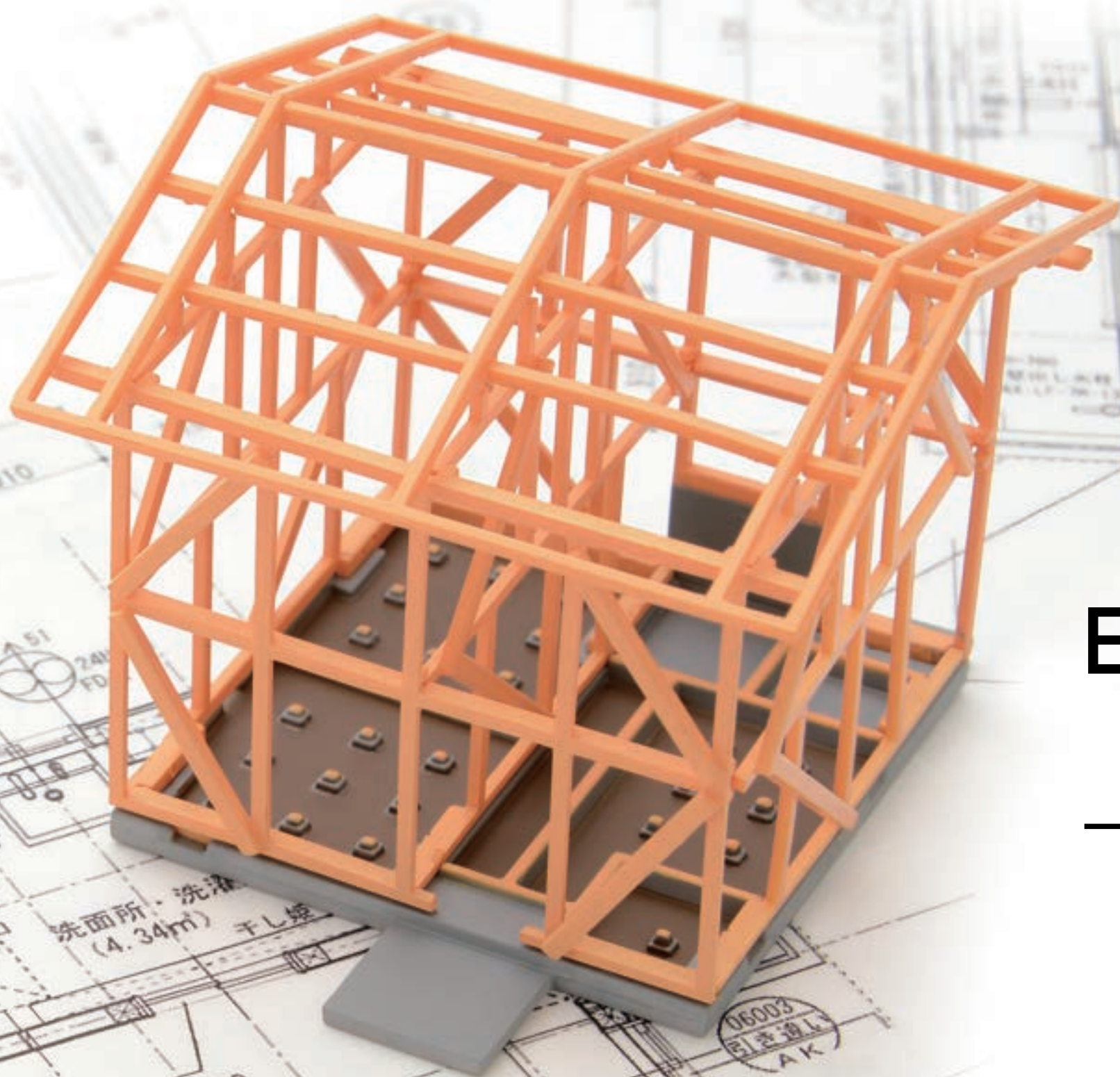


# 違反建築防止週間

2026.10.15<sup>木</sup>—21<sup>水</sup>

あなたの建物、  
違反建築になつて  
いませんか？

新築時は適法でも、  
その後の改修や用途(使い方)の  
変更により  
違反になつてしまう  
場合があります。  
建築確認が不要な場合でも、  
法の基準は  
守らなくては  
いけません。  
改修などの際には、  
事前に建築士や  
所管の行政窓口へ  
相談しましょう。



日本建築行政会議  
国土交通省